

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（別添様式第二号） 〔（第一面）～（第三面） 略〕 （第四面） （単位：百万円） C R 1：資産の信用の質 〔略〕 （注） この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを行う。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを行う。）に係る信用リスクは対象外とする。 〔a～j 略〕 k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。	（別添様式第二号） 〔（第一面）～（第三面） 同左〕 （第四面） （単位：百万円） C R 1：資産の信用の質 〔同左〕 （注） この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを行う。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを行う。）に係る信用リスクは対象外とする。 〔a～j 同左〕 k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）また、 <u>連結自己資本規制比率告示第三十八条第五項及び第三十九条第二項の規定により金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号、以下「金融再生法施行規則」という。）第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額</u>

[1～p 略]

(第五面)
(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸付金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動
【略】

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを行う。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを行う。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 略]

(第六面)
(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法
【略】

(注)

をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[1～p 同左]

(第五面)
(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸付金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動
【同左】

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを行う。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを行う。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においては金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞償還に該当する事由が生じた場合に係る基礎として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 同左]

(第六面)
(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法
【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパート信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを用いる。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを用いる。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 略]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においてお連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由を用いる。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f～m 略]

(第七面)

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパート信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを用いる。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～ee 略]

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパート信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを用いる。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを用いる。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 同左]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においてお連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第五項及び第三十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞償還に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理償還に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーを用いる。）を、内部格付手法が適用される資産においておデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由を用いる。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f～m 同左]

(第七面)

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパート信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを用いる。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～ee 同左]

ff 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。	
[gg～pp 略]	
(第8面)	
(単位：百万円)	
C R 5 a：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウエイト別の信用リスク・エクスポージャー	
[略]	
(注)	
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。	
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウエイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。	
[a～bb 略]	
cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。	
[dd～jj 略]	
[（第8面の二）～（第二十九面） 略]	
(第三十面)	
(単位：百万円)	

ff 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上已て代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。	
[gg～pp 同左]	
(第8面)	
(単位：百万円)	
C R 5 a：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウエイト別の信用リスク・エクスポージャー	
[同左]	
(注)	
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。	
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウエイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。	
[a～bb 同左]	
cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上已て代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。	
[dd～jj 同左]	
[（第8面の二）～（第二十九面） 同左]	
(第三十面)	
(単位：百万円)	

IRBB1：金利リスク
【略】

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

〔a・b 略〕

- c この面において「上カ・パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベシンス・ポイント）」を加える金利シヨックをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅（ベシンス・ポイント）
【略】	
オーストラリア通貨	<u>350</u>
【略】	
スイス通貨	<u>175</u>
中華人民共和国通貨	<u>225</u>
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>225</u>
英国通貨	<u>275</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>225</u>
【略】	
インド通貨	<u>325</u>
【略】	
大韓民国通貨	<u>225</u>
【略】	
サウジアラビア通貨	<u>275</u>
スウェーデン通貨	<u>275</u>
シンガポール通貨	<u>175</u>
【略】	

IRBB1：金利リスク
【同左】

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

〔a・b 同左〕

- c この面において「上カ・パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベシンス・ポイント）」を加える金利シヨックをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅（ベシンス・ポイント）
【同左】	
オーストラリア通貨	<u>300</u>
【同左】	
スイス通貨	<u>100</u>
中華人民共和国通貨	<u>250</u>
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>200</u>
英国通貨	<u>250</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>200</u>
【同左】	
インド通貨	<u>400</u>
【同左】	
大韓民国通貨	<u>300</u>
【同左】	
サウジアラビア通貨	<u>200</u>
スウェーデン通貨	<u>200</u>
シンガポール通貨	<u>150</u>
【同左】	

南アフリカ共和国通貨	<u>325</u>
【略】	

d 【略】

e この面において「ステイナーク化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナーク化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\underline{\tilde{S}}_{short,c} \cdot e^{\tilde{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \underline{\tilde{S}}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\tilde{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$ は、ステイナーク化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{S}}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベージス・ポイント）」

（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{S}}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベージス・ポイント）」（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 （ベージス・ポイント）	長期金利に関する金利変動幅 （ベージス・ポイント）
【略】		
オーストラリア通貨	<u>425</u>	<u>300</u>
【略】		
カナダ通貨	<u>275</u>	<u>175</u>
スイス通貨	<u>250</u>	<u>200</u>
【略】		
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>350</u>	<u>200</u>
英国通貨	<u>425</u>	<u>250</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>375</u>	<u>200</u>
【略】		
インド通貨	<u>475</u>	<u>225</u>

南アフリカ共和国通貨	<u>400</u>
【同左】	

d 【同左】

e この面において「ステイナーク化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナーク化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\underline{\tilde{R}}_{short,c} \cdot e^{\tilde{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \underline{\tilde{R}}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\tilde{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{steepener,c}(t)$ は、ステイナーク化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{R}}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベージス・ポイント）」

（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{R}}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベージス・ポイント）」（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 （ベージス・ポイント）	長期金利に関する金利変動幅 （ベージス・ポイント）
【同左】		
オーストラリア通貨	<u>450</u>	<u>200</u>
【同左】		
カナダ通貨	<u>300</u>	<u>150</u>
スイス通貨	<u>150</u>	<u>100</u>
【同左】		
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>250</u>	<u>100</u>
英国通貨	<u>300</u>	<u>150</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>250</u>	<u>100</u>
【同左】		
インド通貨	<u>500</u>	<u>300</u>

【略】			
大韓民国通貨	<u>350</u>		<u>225</u>
メキシコ通貨	【略】		<u>200</u>
【略】			
サウジアラビア通貨	<u>375</u>		<u>250</u>
スウェーデン通貨	<u>425</u>		<u>200</u>
シンガポール通貨	<u>250</u>		<u>225</u>
【略】			
アメリカ合衆国通貨	【略】		<u>225</u>
【略】			

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。

$$\Delta S_{flatener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\underline{\tilde{s}_{shortc}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\tilde{s}_{longc}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{flatener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。

$$\Delta S_{shortc}(t) = \underline{\tilde{s}_{shortc}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{shortc}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

【h～q 略】

【削る。】

〔第三十一面〕～〔第三十八面〕 略〕

【同左】			
大韓民国通貨	<u>400</u>		<u>200</u>
メキシコ通貨	【同左】		<u>300</u>
【同左】			
サウジアラビア通貨	<u>300</u>		<u>150</u>
スウェーデン通貨	<u>300</u>		<u>150</u>
シンガポール通貨	<u>200</u>		<u>100</u>
【同左】			
アメリカ合衆国通貨	【同左】		<u>150</u>
【同左】			

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。

$$\Delta R_{flatener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\underline{\tilde{R}_{shortc}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\tilde{R}_{longc}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{flatener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。

$$\Delta R_{shortc}(t) = \underline{\tilde{R}_{shortc}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta R_{shortc}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

【h～q 同左】

エ この面における口欄、ニ欄及びヘ欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

〔第三十一面〕～〔第三十八面〕 同左〕

別添様式第四号	(第一面) [略]	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを行う。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを行う。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a～j 略] k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。 [1～p 略] (第三面) CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動 (単位：百万円) [略]
	CR1：資産の信用の質	
	[略]	
別添様式第四号	(第一面) [同左]	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを行う。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを行う。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a～j 同左] k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）また、<u>連結自己資本規制比率告示第三十八条第五項及び第三十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四條第四項に規定する三月以上延滞負債に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。</u>）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。 [1～p 同左] (第三面) CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動 (単位：百万円) [同左]
	CR1：資産の信用の質	
	[同左]	

(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを行う。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを行う。）に係る信用リスクは対象外とする。 a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを行う。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを行う。）に係る信用リスクは対象外とする。 a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第五項及び第三十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞償債に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理償債に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。
[b～i 略] (第四面) CR3：信用リスク削減手法 (単位：百万円)	[b～i 同左] (第四面) CR3：信用リスク削減手法 (単位：百万円)
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを行う。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを行う。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a～d 略]	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを行う。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを行う。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a～d 同左]

e 項番 5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番 4「合計（1＋2＋3）」の項に記載されたエクスボージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスボージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスボージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスボージャーを指すものとする。

[f～m 略] (第五面)

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法（信用リスク・エクスボージャーと信用リスク削減手法の効果）
【略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～ee 略]

ff 項番 10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスボージャーを除く。）」の項には、延滞エクスボージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスボージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

e 項番 5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番 4「合計（1＋2＋3）」の項に記載されたエクスボージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスボージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスボージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第五項及び第三十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞償還に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理償還に該当するものと査定する事由としたエクスボージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスボージャーを指すものとする。

[f～m 同左]

(第五面)

CR4：標準的手法（信用リスク・エクスボージャーと信用リスク削減手法の効果）
【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～ee 同左]

ff 項番 10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスボージャーを除く。）」の項には、延滞エクスボージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスボージャーをいう。ただし、同条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞償還に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理償還に該当するものと査定する事由としたエクスボージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

「gg～pp 略」 (第六面)	CR5a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー (単位：百万円)
【略】	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 「a～bb 略」 cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
「dd～jj 略」 〔(第六面の二)～(第二十三面) 略〕	IRBB1：金利リスク (単位：百万円)
【略】	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

[gg~pp 同左] (第六面)	CR5a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー (単位：百万円)
[同左]	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a~bb 同左] cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。 また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。 [dd~jj 同左] [（第六面の二）～（第二十三面） 同左] （第二十四面） (単位：百万円)
IRBBB1：金利リスク	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 また、金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。
[同左]	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c この面において「上カペラレシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バレルシフトに関する金利変動幅（ペーシス・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	バレルシフトに関する金利変動幅（ペーシス・ポイント）
【略】	
オーストラリア通貨	<u>350</u>
【略】	
スイス通貨	<u>175</u>
中華人民共和国通貨	<u>225</u>
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>225</u>
英国通貨	<u>275</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>225</u>
【略】	
インド通貨	<u>325</u>
【略】	
大韓民国通貨	<u>225</u>
【略】	
サウジアラビア通貨	<u>275</u>
スウェーデン通貨	<u>275</u>
シンガポール通貨	<u>175</u>
【略】	
南アフリカ共和国通貨	<u>325</u>
【略】	

d 【略】

e この面において「ステイナビリティ」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナビリティに関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

[a・b 同左]

c この面において「上カペラレシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バレルシフトに関する金利変動幅（ペーシス・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	バレルシフトに関する金利変動幅（ペーシス・ポイント）
【同左】	
オーストラリア通貨	<u>300</u>
【同左】	
スイス通貨	<u>100</u>
中華人民共和国通貨	<u>250</u>
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>200</u>
英国通貨	<u>250</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>200</u>
【同左】	
インド通貨	<u>400</u>
【同左】	
大韓民国通貨	<u>300</u>
【同左】	
サウジアラビア通貨	<u>200</u>
スウェーデン通貨	<u>200</u>
シンガポール通貨	<u>150</u>
【同左】	
南アフリカ共和国通貨	<u>400</u>
【同左】	

d 【同左】

e この面において「ステイナビリティ」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナビリティに関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta \underline{S}_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\underline{\tilde{S}}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \underline{\tilde{S}}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta \underline{S}_{steepener,c}(t)$ は、スライプ化に関する金利変動幅

c は、通貨 (以下この面において同じ。)

t は、将来の期間を年数で表した値 (以下この面において同じ。)

$\underline{\tilde{S}}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)」

(以下この面において同じ。)

$\underline{\tilde{S}}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)」 (以下この面において同じ。)

x は、4 (以下この面において同じ。)

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
【略】		
オーストラリア通貨	<u>425</u>	<u>300</u>
【略】		
カナダ通貨	<u>275</u>	<u>175</u>
スイス通貨	<u>250</u>	<u>200</u>
【略】		
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>350</u>	<u>200</u>
英国通貨	<u>425</u>	<u>250</u>
中華人民共和国 (香港特別行政区) 通貨	<u>375</u>	<u>200</u>
【略】		
インド通貨	<u>475</u>	<u>225</u>
【略】		
大韓民国通貨	<u>350</u>	<u>225</u>
メキシコ通貨	【略】	<u>200</u>
【略】		
サウジアラビア通貨	<u>375</u>	<u>250</u>
スウェーデン通貨	<u>425</u>	<u>200</u>

$$\Delta \underline{R}_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\underline{\tilde{R}}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \underline{\tilde{R}}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta \underline{R}_{steepener,c}(t)$ は、スライプ化に関する金利変動幅

c は、通貨 (以下この面において同じ。)

t は、将来の期間を年数で表した値 (以下この面において同じ。)

$\underline{\tilde{R}}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)」

(以下この面において同じ。)

$\underline{\tilde{R}}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)」 (以下この面において同じ。)

x は、4 (以下この面において同じ。)

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
【同左】		
オーストラリア通貨	<u>450</u>	<u>200</u>
【同左】		
カナダ通貨	<u>300</u>	<u>150</u>
スイス通貨	<u>150</u>	<u>100</u>
【同左】		
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>250</u>	<u>100</u>
英国通貨	<u>300</u>	<u>150</u>
中華人民共和国 (香港特別行政区) 通貨	<u>250</u>	<u>100</u>
【同左】		
インド通貨	<u>500</u>	<u>300</u>
【同左】		
大韓民国通貨	<u>400</u>	<u>200</u>
メキシコ通貨	【同左】	<u>300</u>
【同左】		
サウジアラビア通貨	<u>300</u>	<u>150</u>
スウェーデン通貨	<u>300</u>	<u>150</u>

シンガポール通貨	<u>250</u>	<u>225</u>
[略]		
アメリカ合衆国通貨	[略]	<u>225</u>
[略]		
f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。 $\underline{\Delta S_{flatener,c}(t)} = 0.8 \cdot \left(\underline{\tilde{S}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\tilde{S}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$ <u>$\Delta S_{flatener,c}(t)$</u>は、フラット化に関する金利変動幅 g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。 $\underline{\Delta S_{short,c}(t)} = \underline{\tilde{S}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$ <u>$\Delta S_{short,c}(t)$</u>は、短期金利上昇に関する金利変動幅 [h～q 略] [割る。]		
[（第二十五面）～（第三十面） 略]		
シンガポール通貨	<u>200</u>	<u>100</u>
[同左]		
アメリカ合衆国通貨	[同左]	<u>150</u>
[同左]		
f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。 $\underline{\Delta R_{flatener,c}(t)} = 0.8 \cdot \left(\underline{\tilde{R}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\tilde{R}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$ <u>$\Delta R_{flatener,c}(t)$</u>は、フラット化に関する金利変動幅 g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。 $\underline{\Delta R_{short,c}(t)} = \underline{\tilde{R}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$ <u>$\Delta R_{short,c}(t)$</u>は、短期金利上昇に関する金利変動幅 [h～q 同左] <u>i</u> この面におけるロ欄、ニ欄及びヘ欄の「前中間期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。		
[（第二十五面）～（第三十面） 同左]		

備考 表中の「」の記載は注記による。